枚方市スポーツ推進審議会の傍聴に関する取り扱い要領

参考資料６

１　趣旨

枚方市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)における審議の傍聴に関して、必要な事項を定める

ものとする。

２　審議会の公開

　　審議会は、原則として公開により行うものとする。なお、審議会の会長（以下「会長」という。）は、特

　に必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

３　傍聴の手続き

1. 審議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、事前に自己の住所及び氏名等を記載した

審議会傍聴人受付簿を提出するものとする。

1. 傍聴の定員は、10名以内とする。ただし、会場の都合により、会長は定員の人数を変更することがで

きる。

1. 傍聴の受付は、審議会の開催時刻までに行うものとする。なお、傍聴を希望するものが定員を超えた

場合は抽選によるものとする。

４　傍聴の区分

会長は、傍聴席を、必要に応じて一般席及び報道関係席に分けることができる。

５　傍聴席に入ることができない者

1. 審議を妨害し、又は他者に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることはできない。
2. 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、

　　　この限りではない。

６　傍聴人の遵守事項

　　傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
2. 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
3. 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
4. 会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
5. その他審議の進行を妨げるような行為をしないこと。

７　会長の指示の遵守

傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

８　違反に対する措置

会長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、当該違反行為を止めるよう命じ、又は傍聴人に退

場を命じることができる。

９　資料の取り扱い

審議会で委員に配付する資料は、原則として、傍聴人にも配付する。ただし、有料図書及び部数に限りの

ある冊子については、この限りでない。

No.

枚方市スポーツ推進審議会傍聴人受付簿

枚方市スポーツ推進審議会の審議を傍聴します。なお、傍聴にあたっては「枚方市スポーツ推進審議会の傍聴に関する取り扱い要領」に従い傍聴します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| 傍聴年月日 | 年　　　月　　　日（　　） |

※ １人１枚記入してください。